



難民支援協会

2008年度 年次報告書

2008.7-2009.6



Japan Association for Refugees

ごあいさつ Foreword

難民支援協会は2009年7月に、おかげ様で無事に、設立10周年の記念の年を迎えることができました。これもひとえに、創立以来このかた様々な方面からの関係者・支援者の皆様方のご支援とご協力の賜物であり、この場をお借りして心より厚く御礼申し上げますとともに、2008年度の年次報告書をお届けいたします。

2008年は、難民支援の状況に画期的な出来事がありました。まず、日本への難民認定申請者数が過去最高の1,599人を記録しました。こうした難民申請者の急増により公的支援金(保護費)が枯渇し、はたまた世界的経済危機による「派遣切り」や長期にわたる失業などもあって、日本にいる難民を取り巻く状況は一段と厳しいものとなりました。こうしたことから私どもの事務所への相談件数が大幅に増えるなか、困窮する難民の生活を最低限でも支援しようと、他団体と協力して寄付を集めるキャンペーンを開始したり、政府への申し入れを行ったりと、当協会にとってもより忙しい1年となりました。しかし、キャンペーンには多くの方からのご協力・ご支援をいただき、マスメディアにも数多く取り上げられ、当協会を必要とする人々に支援を続けることができました。

また、こうした国内における活動だけでなく、国際シンポジウムの主催などを通じ、アジア・太平洋地域での難民支援に向けた専門家や諸団体との交流と情報共有により力を込めた事業も行いました。

こうした私どもの活動が社会から広く好感を持って迎えられ、「内なる国際化のユニークな活動」として有力な識者の評価するところとなり、この設立10周年という記念すべき年に、第21回毎日国際交流賞を受賞するという栄誉をいただくことができました。

私どもは、今後も引き続き理事・スタッフ丸となってより一層の努力を重ね、難民にとってよりよい解決を提供できる支援団体として活動して参りたいと考えております。どうか今後とも皆さまからのご支援・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

特定非営利活動法人難民支援協会 代表理事 中村義幸

目次 Contents

- 1 ごあいさつ／メッセージ
- 2 ミッション／2008年度活動ハイライト

2008年度活動報告

- 3 年間支援実績
- 5 法的支援活動／コミュニティ支援活動／生活支援活動
- 7 政策提言／ネットワーク
- 9 セミナー・シンポジウム／メディアでの紹介／毎日国際交流賞受賞
- 11 支援者との連携／インターン・ボランティアの活動
JAR設立10周年／企業・団体からの主なご協力

組織概要

- 13 組織概要・役員一覧
- 14 会計報告

*「難民」とは、難民条約により定められており、宗教、国籍、人種、政治的意見、または特定の社会的集団の構成員(たとえば兵役拒否者など)であることを理由に、迫害を受けるおそれを有し、母国へ帰国できない人たちを指します。

メッセージ

昨年秋からの世界同時不況により、日本国内でも仕事と住まいを失い、生活に困窮する人々が急増しています。私たちの団体には現在、毎月200~250人の方が相談に来られ、その数は増え続けています。

しかし、私たちの相談窓口は外国語に対応しておらず、相談に来られる方は事実上、日本人か日本生まれの外国人の方に限られています。それ以外の外国籍の方々の生活状況は気になっていましたが、次から次に来る相談に追われる中で何もできずにいました。

そんな折、難民支援協会のスタッフから、難民申請者の方々に対する外務省の生活支援金の一部打ち切られているというお話をうかがいました。仕事もできず、生活保護制度も活用できないという状況は、「派遣切り」に遭った日本人の労働者以上に過酷な状況だと感じました。

そこで、私たちとしても、カンパの呼びかけや一時的な居所の紹介などの形で難民支援緊急キャンペーンに協力させていただくことになりました。

現在、私たちは新しくできた政府に対して、セーフティネットの拡充を要求していますが、張り巡らされるべきネットに隠された穴がないように、引き続き協力体制を築いていければと考えています。

Japan's refugee policies are undergoing important changes. The number of asylum seekers granted Convention refugee or humanitarian status has never been higher. In 2010, Japan will also welcome the first Myanmar refugees from Thailand under the resettlement pilot project. At the same time, there are also important challenges. As the number of asylum seekers increases, we need to find ways to ensuring an effective refugee status determination procedure as well as meeting their basic needs. JAR is playing an essential role in providing legal advice and assisting asylum seekers and refugees. A major achievement in 2009 is the establishment of the Forum for Refugees Japan (FRJ) which provides a platform for information sharing as well as coordinating policies and programmes among the NGO community and UNHCR. The growing awareness and interest of the Japanese public is also very positive. We are very much encouraged about the improving protection climate for refugees in Japan and hope that 2010 will bring further progress.

Johan Cels
Representative, UNHCR Japan

日本の難民政策は重要な転換期を迎えています。難民認定者、人道的地位取得者の数はこれまでにない数にのぼっています。2010年には、タイで保護されたミャンマー難民を「第三国定住」により、日本が初めて受け入れるパイロットケースが実施されることになりました。同時に難民申請者の増加に伴い、重大な課題にも直面しています。効率的な難民認定手続きや、必要最低限のニーズへ適切に対応しなければなりません。JARは難民や難民申請者への法的助言や援助など、重要な役割を担っています。2009年には、NGO、UNHCR間での情報共有や政策・事業調整などの基盤となるFRJ(Forum for Refugees Japan: なんみんフォーラムジャパン)の設立を成し遂げました。また近年、日本でも多くの方々の難民に対する意識が高まり、関心も寄せられています。これは非常に素晴らしいことであり、日本の難民保護をとりまく環境が向上していることで私たちも心強く思い、2010年にはさらなる前進を期待したいと思います。

JARのミッション

難民が、日本で、自立した生活を安心して送れるよう支援します

難民支援協会(JAR)はこれらを実現するため、UNHCRとの事業実施パートナーとして、法律・生活の両面から、難民への支援を行っています。

2008年度活動ハイライト (2008年7月～2009年6月)

■「保護費」打ち切りと

難民支援緊急キャンペーン

2008年の難民申請者数が1,599人と過去最高を記録したこともあり、それまで外務省が困窮する難民申請者に支給していた生活支援金・保護費が不足し、保護費を打ち切られる申請者が出てきました。これを受け、JARを含めた7団体が、彼らの最低限の生活を支えるため寄付を募る「難民支援緊急キャンペーン」を行いました。それと並行し、保護費のための十分な予算確保を目指し、外務省への申し入れなど、関係者への政策提言も積極的に行いました。*キャンペーン詳細は4ページをご覧ください。



2009年5月に行われた記者会見の様子

■コミュニティ支援事業開始

2008年度は、世界的な金融危機の影響による「派遣切り」などで職を失った難民が急増しました。また、上記の保護費の予算不足の問題も受け、難民同士の支え合いも重要であることに着目し、2009年1月よりコミュニティ支援事業を立ち上げ、難民コミュニティという集団への支援を開始しました。2008年度は準備期間として、マレーシア、バングラデシュ、イギリス、フランスなどで調査活動を実施。2009年度からは、就労支援のための日本語教室や、収入創出のための事業などを展開していく予定です。

■アジア・太平洋地域内での交流の強化

アジア・太平洋地域内での交流と情報共有をより活発にするため、2008年11月にマレーシアで開催された「アジア・太平洋難民保護に関するコンサルテーション」に参加し、「アジア・太平洋難民保護ネットワーク」の設立に運営委員として参加しました。

また、2009年6月には、それぞれの地域・国からゲストを招聘し、「新時代の難民保護と市民社会」という国際シンポジウムを開催しました。このシンポジウムはJAR設立以来最大のイベントとなり、多様な参加者を得ただけでなく、海外や駐日大使館からの問い合わせを通し、海外へ日本の状況を発信する機会にもつながりました。



国際シンポジウムの様子

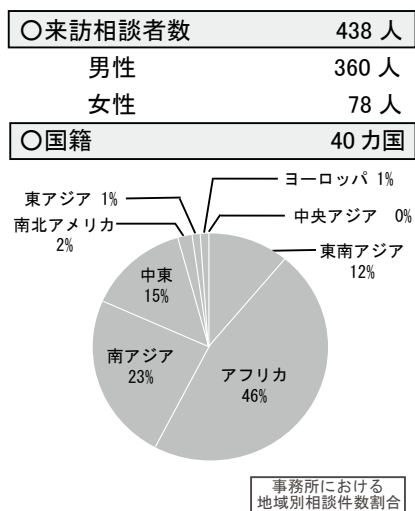
2008年度活動報告

難民が必要とする支援を

JARの支援活動

日本に逃れてきた難民の多くは、母国での迫害の経験や、生活習慣も文化も異なる慣れない日本での生活で、精神的なストレスを抱えています。また難民申請の結果が出るまで、平均2年、長い場合は10年近い間、公的支援もほぼない状態で先行きの見えない不安な暮らしを余儀なくされています。難民支援協会(JAR)では、こうした難民に寄り添い、法的支援と生活支援の連携を通して、それぞれのニーズに応じた支援を行っています。

2008年度 JARでの相談・支援内容と内訳 (2008年7月～2009年6月)



()内は前年度比

	法的支援	生活支援	計
事務所での相談	1,018 (+233)	858 (+485)	1,876 (+718)
外部での相談	131(-44)	224(-8)	355(-52)
グループ・コミュニティへの支援		4回 120名	4回 120名
電話相談 (うち被收容者)	5,719 (+2,149)	2,040 (+626)	7,759 (+2,775)
	1,457	35	1,492
計	6,868 (+2,213)	3,242 (+1,053)	総計 10,110 (+3,266)

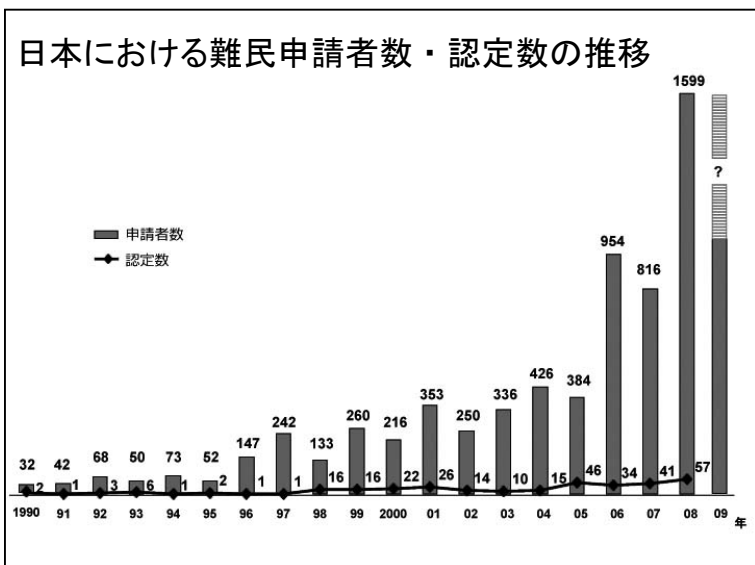
(単位:件)

2008年度の特徴

日本の難民申請者数が過去最高を記録し、申請期間が長期化する一方、多くが働く許可もなく、生活保護を受けることも健康保険に入ることができません。そのなか、不況が彼らを直撃し、最低限の生活すらままならない状況が相次ぎました。

JARへの相談件数も、1万件以上と過去最高を数えました。過去10年にJARが支援した人の数は2,300人にのぼっています。難民支援緊急キャンペーンの実施などにより、外部での相談が減少したのに対し、事務所への来訪者と電話相談が飛躍的に増加しました。

日本における難民申請者数・認定数の推移





難民支援緊急キャンペーン

難民申請者への唯一の公的生活支援金「保護費」の予算が不足し、政府は2008年末に支給を一時停止。その後再開はされたものの、2009年4月より支給基準が厳格化され、月に100人以上の難民が保護費を打ち切られました。JARには「家賃が払えず追い出された」、「食べるものがない」といった切実な相談が相次ぎました。



支援金を受け取る難民

最後の命綱である保護費を打ち切られた彼らのために、JARは他6団体と共同で2009年4月より「難民支援緊急キャンペーン」を立ち上げ、広く寄付を呼びかけるとともに、政府へ申し入れを3回行い、十分な予算の確保と難民申請者の生存を確保するための法制度の整備を求めました。

JARはキャンペーン事務局として、最低限でも難民の生活を支えていけるよう、相談に訪れた難民に生活支援金(単身者30,000円/月)や食料を支給したり、住む所のない人にはシェルターを探したりし、また、東京近郊以外にいる難民へも支援をするため、群馬県や愛知県を訪れ、支援活動を行いました。30を超えるメディア掲載や24団体・企業からの協賛・賛同により支援の輪が広

がり、結果、9月末のキャンペーン終了まで372人に2,600万円以上、のべ854件の支援を行うことができました。

これらの活動を通じ、保護費の再開が確認されました。しかし、保護費支給までの時間が2~4ヶ月かかっているなど、日本にいる難民を取り巻く環境は依然厳しいままです。キャンペーンという形では一旦終了となりましたが、JARは引き続き難民への支援を続けるとともに、政府への働きかけも継続していきます。 * 政策提言については、7ページをご覧ください。

難民からのメッセージ

私はビルマ(ミャンマー)の少数民族です。1988年の学生の時、民主化運動に参加したことをきっかけに政府から見張られるようになり、私は国から逃れなくてはいけなくなりました。

日本へ逃げてきたものの、日本語がよくわからなかった私は、しばらくして入国管理局の収容所に入れられ、そこで8ヶ月を過ごしました。幸い、同じ少数民族の人たちからJARについて教えてもらい、収容所から電話をかけ、難民申請手続きについての相談に乗ってもらいました。おかげで、書き方のわからなかった申請書を用意することができ、弁護士の方を見つけることもできました。



担当スタッフと喜びを分かち合う

日本語がわからない苦労や、保証人がいないため住む所を見つけられなかったりなど大変なことも多くありましたが、JARのスタッフの助けによって、難民申請をしてから約3年後の2008年12月、ようやく難民認定を得ることができました。長い期間でしたが、JARと弁護士さんの助けなしではもっと時間がかかったと思います。

今は、アルバイトをしながら日本語の教室に通って日本語の勉強をしています。まだ始めたばかりで難しいですが、もっと日本語が上手になり、フルタイムの仕事に就きたいと思っています。

(ビルマ出身・男性)

法的支援活動

難民認定手続きや、不認定とされた後の訴訟等の諸手続きがスムーズになされるように、分かりやすい情報提供や弁護士との連携の強化に努めています。

■相談者の傾向

2008年度の新規相談者の国籍を見ると、内戦に関連した情勢悪化を受け、スリランカ出身者からの相談が昨年度の2倍以上に増えました。その他、ビルマ、トルコ、ウガンダ、イランなどの出身者から多く相談が寄せられました。また、空港や各地の入管収容施設で長期収容されている難民申請者からの相談も後を絶たず、2008年度は入管収容施設等を計53回訪問し、新規登録件数は182件にのびりました。



群馬のビルマ・ロヒンギャ民族コミュニティでのグループカウンセリング

■全国の支援者のネットワーク事業の継続

東京周辺以外に居住する難民からの相談にいかに対処するかが、引き続き課題となっています。そのため、2008年度は、相談件数が関東圏に次いで多い愛知県地域に重点を置き、勉強会を3回、シンポジウムを1回実施。また、5月には、構築した協力体制を活用し、名古屋市の団体との協働による相談会を実施しました。さらに、群馬県でも群馬県弁護士会との共催により「難民支援実務勉強会」を開催したほか、関西や九州地域でもネットワーク活動を行っています。

法的支援の具体例

- ・難民申請者からの迫害状況に関する聞き取り、カウンセリング
- ・難民申請者への、難民条約や難民申請手続きの説明
- ・申請書類の作成のアドバイスや、国別人権状況のリサーチ
- ・UNHCR、日本弁護士連合会、弁護士、関連団体との協議、連携
- ・国際空港を含む、入国管理局の収容施設における被収容者との面会や資料の提供

コミュニティ支援活動

難民同士の支え合いを強化し、彼らが個々の能力を生かし自立して生活していけるよう、難民コミュニティへの支援とトレーニングを始めています。



ワークショップにてプレゼンテーションの練習を行う難民

■難民コミュニティへの支援

日本に定住する難民が日本で生活していくにあたって、必要な知識、スキルを身につけることができるよう、難民コミュニティをいくつか訪れ、彼らのニーズを調査しました。

結果、日本語教育のほか、日本で働くにあたり必要なビジネスマナーの習得や、女性たちが自分で収入を得ることができるような収入創出事業の必要性が明らかになり、2008年度末から徐々に、難民コミュニティに対する日本語教室、ビジネスマナー講座などの各種ワークショップを通し、彼らのスキルアップを支援しています。

生活支援活動

難民申請の結果を待っている間や訴訟中の難民に対し、「医・職・住」と教育を中心に、生活面のあらゆる相談・支援を行っています。また、認定後も困難な生活を送る難民も支援しています。

■申請者の増加と就労支援

難民申請者急増にともない、難民支援協会(JAR)へも連日多くの難民申請者が訪れ、緊急対応に追われました。申請結果が出ずに長期間待たされているだけの日々を送っている申請者は、働きたくても許可されず、許可を持っていても日本語力が不十分であるなどの理由から仕事を見つけれないでいます。そのため、JARでは引き続き日本語教室を運営しつつ、就労許可を持つ難民申請者のためハローワークへの同行および履歴書作成等の支援を行っています。今後は、よりスムーズに就労につながり、自立した生活が送れるように就労支援ワークショップやオリエンテーションも行っていきます。



相談に訪れた難民の荷物



シェルターへ案内するスタッフ

■JAR初のシェルター運営

2009年4月以降、外務省からの保護費を打ち切られた多くの難民申請者が住居を失うなどの状況に陥り、最低限の生活すら維持できなくなってしまうという事態が起きました。JARでは住居を失った難民を対象に、他団体と協働してシェルター運営をはじめました。常に10~13人の難民申請者が共同生活をしながら、日本での生活を建て直そうとしています。夏以降、徐々に保護費が復活しつつあるため、今後はシェルターからの転宅支援に移行していきます。

■難民の国民健康保険加入支援

多くの難民申請者は国民健康保険に加入できないことから、高額な医療費を請求されるのを恐れて病院へ行くことを躊躇する傾向にあります。このような理由から、治療を受けられない難民が増加しているため、これまでは保険の対象外とされてきた3ヶ月ビザを持つ難民を中心に、居住地の自治体とJARが交渉を重ねた結果、10人以上の難民が国民健康保険に加入することができました。また、難民が安心して治療を受けられる環境づくりのため、医療・福祉関係者とのネットワークを強化したり、申請者の国民健康保険の加入に関し、政府へ申し入れも行いました。

生活支援の具体例

- ・金銭支援: JARの緊急生活支援金の支給
- ・医療支援: 医療機関への同行、診察の通訳、医療費の減額や分割払いの交渉、健康保険への加入支援
- ・住居支援: シェルター、安価な宿泊施設の紹介・開拓、不動産屋への同行
- ・教育支援: 日本語学習グループの紹介、義務教育課程への入学・通学支援

政策提言 ～JARの考える難民保護

日本が難民認定制度を開始してから25年が経ち、難民申請者数は増加の一途をたどっています。グローバル化した社会や不安定な世界情勢のなか、今後も日本へ庇護を求めてくる難民の数は増えていくと考えられますが、日本の難民保護制度にはまだ多くの改善すべき課題があります。

2008年度は特に、保護費一時停止および打ち切りの問題に対処するため、外務省(外務大臣政務官)、財務省(財務大臣政務官)にそれぞれ申し入れを行ったほか、在留資格のある難民申請者の国民健康保険加入について、厚生労働省と交渉を行いました。

ほか、長期化している審査期間とその間の不十分な生活保障、そして2010年から日本で第三国定住が開始されることなど、日本の難民を取り巻く様々な状況を踏まえ、2009年10月、難民支援協会(JAR)は全国難民弁護団連絡会議と共同で以下の「難民認定及び保護に関する要望書」をまとめました(下記参照)。

難民支援の最前線にいる団体として引き続き支援を行っていくとともに、日本が制度と社会の両面で難民に人道的な対応を行えるよう、今後も働きかけを続けていきます。

難民認定及び保護に関する要望書

2009年10月13日

全国難民弁護団連絡会議
特定非営利活動法人 難民支援協会

【1】 難民認定制度の課題についての改正要望

1. 難民認定手続きに関して、適正な手続きを確保すること。
2. 難民認定の審査を法務省入国管理局より独立させること。
3. 審査にかかる期間(裁判中も含む)の法的地位を保障すること。

【2】 難民等の生活上の課題についての改正要望

4. 難民認定申請中(裁判中も含む)の生活に関する制度的な保障を行うこと。具体的には、国民健康保険への加入、生活保護に準じた最低限の生活保障、一定期間経過後の就労許可を認めること。
5. 難民としての認定等を受けた後の定住支援に関する制度的な保障を行うこと。
6. 第三国定住について受け入れられる難民は、難民条約上の難民と同等の法的地位を与えること。入国当初の導入研修後の定住支援に関しても、条約難民に準ずる扱いをすること。

【3】 難民を支援する体制の改正要望

7. 難民についての情報収集及び分析を行う資料センターを設置すること。
8. 難民及び難民認定申請者の法律・生活援助等を行うにあたっては、広く民間等の活力を利用すべきである。

【4】 難民認定制度運用上の改正要望

9. 難民申請者の收容急増、とりわけ従来行わなかった難民認定手続き中の收容を直ちに止めること。
10. 仮滞在の結果をできるだけ早く出し、本来の趣旨にあった運用を行うこと。

以上

ネットワーク

■ アジア・太平洋地域の諸団体との連携

アジア・太平洋地域では、数多くの難民が生み出されていますが、その一方、近年は政権交代による方針転換、市民活動の活発化によるNGOの増加など、同地域での難民受け入れについて大きな変化が見られています。そのため、NGO間での情報交換、キャパシティビルディングなどにより、同地域と各国内でのより良い難民保護が促進されるよう、2008年度は、アジア太平洋レベルでのネットワーク構築に力を入れました。



「アジア太平洋難民人権会議」にて

2008年11月にマレーシアで開催された「第1回アジア太平洋難民人権会議」にスタッフを派遣し、13の国・地域から、70団体、110人の難民保護の専門家らとともに、各国の難民の現状と課題について議論を交わしました。会議では、「アジア太平洋難民人権ネットワーク」の発足が決定され、JARからもスタッフが運営委員に加わりました。

12月には、オーストラリアで難民申請者の収容状況の改善に取り組んでいるNGOを招聘し、名古屋と東京にてシンポジウムを開催しました。近年の同国における難民政策の転換や、NGOがどのような活動と役割を果たしてきたかについて学びました。

2008年度は、「双子のよう」と言われるほど、類似した難民保護制度を持つ韓国との交流にも力を注ぎました。2009年2月、JARスタッフが韓国を訪問し、同国の難民法改正（2008年12月）の影響について、法改正に携わった国会議員、政府、NGOと意見を交わしました。3月には、韓国の難民支援NGO「Refuge Pnan」の代表が来日し、日本の国会議員らに韓国の法改正について紹介するとともに、両国の難民保護へ向けた日韓の連携について意見交換しました。

6月には、豪州、香港、韓国、マレーシア、タイ、米国、日本から、11人の難民支援の専門家を招聘。NGO、日本政府、在日大使館、国連機関、研究者、メディア、難民など多くの関係者が出席したワークショップでは、2010年度から始まる日本の第三国定住制度による難民の受け入れについて、多様な視点から議論が交わされました。



米国大使館内で行われたワークショップ

また、「新時代の難民保護と市民社会の役割」と題して開催した公開シンポジウムには、上記の専門家を含め16人が参加し、各国・地域の難民保護政策について情報・意見を交換しました。来場者は200人を超え、これまでにJARが主催したイベントの中で最大規模のものとなりました。

今後、引き続きアジア・太平洋地域が直面している様々な課題の解決策を模索していきます。

また、日本国内においても、ネットワーク活動で学んだ海外の成功事例を参考にし、難民保護がより前進するよう情報発信や政策提言に努めていきます。



多くの参加者が訪れた国際シンポジウム

セミナー・シンポジウム



初めて関西で開催された講座の様子

基礎編プログラムの概要 (2009年2月の例)

- 【1. 国際難民保護基準と国際的な支援活動への理解】
 - ・ 国際難民法 (小池克憲/JAR職員)
 - ・ UNHCRの活動と役割 (金児真依氏/UNHCR職員)
- 【2. 日本の難民保護の現状と実践についての理解】
 - ・ 日本の難民保護制度と難民申請手続き (関聡介氏/弁護士)
 - ・ 生活支援の実務 (石川えり/JAR職員)
 - ・ 難民自身の生の声 (ビルマ難民)
- 【3. 市民社会およびNGOの役割と現状の理解】
 - ・ NGOの動き、まとめと今後の展望 (石井宏明/JAR職員)
 - ・ 私たちになにができるか(ワークショップ)

■難民アシスタント養成講座

関西にて初開催！

2001年からスタートした「難民アシスタント養成講座」には、毎回、日本全国から受講者が参加して下さっていました。日本にいる難民への関心が高まるとともに、「是非地方でも開催してほしい」といった声が多く寄せられるようになり、2008年度は初めて大阪で講座の基礎編を開催しました。

講師は、関西地域の弁護士やNGOの職員を招き、関東以外にも多くいる難民へどういった支援を行っているのか、市民は何ができるのかという講義を行い、講座は盛況のうちに終了しました。

難民支援のプロフェッショナルの育成を目指して開かれている本講座は、国際法から国内の法律、支援の心得にいたるまで包括的な講義を取り揃えた「基礎編」と、モデルケースを元に難民認定の判断や支援計画を立てるなど参加型のワークショップを取り入れた「上級編」から成り立っています。いずれも、難民本人や難民支援の第一線で活躍する講師から直接話を聞くことができることが最大の魅力です。今後のあり方などについての熱い議論も展開され、講義終了後には全国や世界にまたがった参加者間のネットワークができてます。

これまで、学生や会社員のほか、医療関係者、弁護士、国際機関やNGO職員、研究者など、様々な方にご参加いただき、2008年度末までの参加者数は1,100人を超えました。そして、講座を機に、難民支援協会(JAR)の職員やインターン・ボランティアになったり、国内外の難民支援に携わる方が多く生まれています。

■2008年度に開催した主なセミナー・シンポジウム・講座等

- ・ シンポジウム「地域社会の難民の受け入れ～日豪の経験から～」(2008年12月)
- ・ シンポジウム「オーストラリアの難民政策」(2008年12月)
- ・ シンポジウム「新時代の難民保護と市民社会～アジア太平洋7カ国・地域のNGOの視点から～」(2009年6月)
- ・ 「在日難民と医療に関するワークショップ」(2009年5月～10月)
- ・ チャリティTOEICセミナー(2009年6月～8月)
- ・ 難民アシスタント養成講座 基礎編(2009年2月)・上級編(2008年11月)
- ・ 活動説明会(計10回)

ほか、北海道、茨城、埼玉、神奈川、愛知、福岡、長崎など各地で、大学、企業での講演やイベント参加を60回近く行いました。



東京海洋大学で行われたチャリティTOEICセミナー

主なメディアでの紹介

2008年度は、リリースを多く配信したこともあり、成果として100件にのぼるテレビ・新聞などの取材・掲載が実現しました。特に、2008年の難民申請者数が過去最高数にのぼったことや、保護費問題と「難民支援緊急キャンペーン」に関する取り上げが多く、ひっきりなしに難民が訪れる事務所の様子やスタッフが街頭募金を行う様子が新聞やテレビから注目されました。こうしたメディアでのご紹介を通し、数多くのお問い合わせ、ご寄付、ご寄贈をいただきました。

■新聞記事

- ・「日本で難民申請急増」 東京新聞 2008年9月29日
- ・「難民申請者が急増 今年、最多の1,500人」
日本経済新聞 2008年12月11日
- ・「難民支援、パンク状態」 朝日新聞 2008年12月12日
- ・“NPOs Try to Support Rising Tide of Asylum Seekers”
The Japan Times 2008年12月18日
- ・「『仕事なく生活困窮』 支援のNPO 館林で聞き取り調査」
上毛新聞 2009年2月24日
- ・“Fired Burmese Workers Trapped With an Uncertain
Future in Gunma” Asahi Weekly 2009年3月29日
- ・「働けない 帰れない どうすれば」
毎日新聞 2009年5月12日
- ・「難民申請者への寄付募る 7団体 保護費打ち切り困窮者
増加」 読売新聞 2009年5月13日
- ・「難民認定 遠のく光」 中日新聞 2009年6月8日
- ・「英語学んで難民支援」 読売新聞 2009年6月18日

■テレビ

- ・TBSニュース 2008年12月10日、2009年5月12日
「保護費」に関する外務省への申し入れと記者会見について
- ・NHKニュース 2008年12月11日 「保護費」に関する外務省への申し入れと記者会見について
- 2009年2月9日 群馬県館林市での支援活動
- 2009年2月14日 「難民アシスタント養成講座・基礎編」の様子
- 2009年6月16日 街頭募金の様子
- ・NHK「ニュースウォッチ9」 2009年3月18日 厳しい難民申請者の生活と日本の難民受入制度について
- ・NHK「週刊こどもニュース」 2009年6月27日 日本の難民受け入れについてとJARの活動

申請急増「保護費」打ち切り



難民認定 遠のく光

申請急増「保護費」打ち切り
150人回予算不足で

「保護費」に関する外務省への申し入れと記者会見について

「保護費」に関する外務省への申し入れと記者会見について

群馬県館林市での支援活動

「難民アシスタント養成講座・基礎編」の様子

街頭募金の様子



毎日国際交流賞受賞！

2009年8月、JARは「第21回毎日国際交流賞」を受賞しました。

この賞は、草の根の国際交流や国際協力活動を促進し、市民の国際理解を深めることを目的としていて、毎年1団体と1個人に贈られています。JARは団体部門でこの賞をいただきました。

奇しくも2009年はJAR設立10周年という節目の年であり、この記念すべき年にこうした賞をいただき、これまでの活動が認められたという喜び、そしてこれからのJARの活動への一層の期待を理事・職員一同感じることとなりました。

2009年10月には表彰式・受賞記念講演会も行われ、代表理事の中村義幸が「日本での難民支援10年の歩み」と題した講演を行いました。



表彰式・受賞記念講演会の様子

支援者との連携

難民支援やより良い日本の制度づくりのためには、人々の関心、理解促進、そして支援の輪が広がっていくことがとても重要です。難民支援協会(JAR)は、パンフレットの発行や講演会・イベントを通し、日本の難民の声や支援現場の実情を伝えています。そうした「知る機会」を経て、「何かしたい!」と支援してくださる支援者によって、難民、そしてJARは支えられています。

十分な公的支援がない日本の難民に対し、JARが安定的に支援を提供できる体制をつくるため、今年度も引き続き「難民スペシャルサポーター」制度の紹介に力を入れました。サポーターの数は昨年度より約2倍に増え、増加していく一方の難民へ安定した支援を提供するための大きな助けとなっています。

それ以外にも、学園祭でJARのパネルを展示してくださった東洋学園大学アメリカ研究ゼミから、学園祭の売り上げの一部をご寄付いただいたり、成蹊大学サークルらくみんからは、制作した難民ドキュメンタリーの上映会に募金箱を設置していただき、ご寄付をいただきました。東京外国語大学ボランティアサークルのPeekABooは、街頭募金を通してJARの活動へご支援をくださいました。

また、2008年度は街頭募金をインターン・ボランティアとともに数回行い、募金を呼びかけを通して、日本の難民問題への認知度向上にも努めました。今後も引き続き街頭募金を続け、さらなる支援者の輪を広げていきます。



インターン・ボランティアの活動

JARの活動は多くのインターン・ボランティアの方々によって支えられています。その活動は、翻訳、イベントの準備・実施、データ入力、新聞記事のクリッピング、編集・校正など、多岐にわたります。

インターンの声： 難民の声を聞き

JARでの生活支援に携わり、在日難民や申請者の方々の苦労とニーズの多さを初めて知りました。母国での拷問や迫害経験に加え、身内と離れて外国で一人で困窮されている状況を見聞きすると、日本で暮らす



難民への日本語教室にて

難民の方々について、自分がいかに無知であったかを改めて思い知らされます。病院やハローワークへ同行すると、「日本で就労も認められず、一日中家にいるからストレスで体のあちこちが痛い」、「夜は不安でほとんど眠れない」とよく聞きます。一方、日本語教室に来られる方の中には、「今は日本語を頑張って、将来は歌手になりたい」、「いつか家族と一緒になれたら世界中を旅行したい」と希望にあふれる声も聞きます。

スタッフの方々が日々遅くまで生活や法的手続きの相談に対応している中、JARの活動が他地域にまで広まれば、「日本ではなぜこんなに苦しまなければならないのか」という難民の方にとっても、住みやすい国になるのではと思います。

廣田倫子(生活支援インターン)

ボランティアの声： 今できることを

私は約1年間、パプアニューギニアで国際協力の仕事をしました。帰国してから、また機会があれば、と思っていたのですが、国内にも苦しみを強いられている外国人のたちがいることに目を開かせられ、難民アシスタント養成講座を受講し、この問題は看過できないことだと思いました。

今は難民に関するニュース記事のファイリング(クリッピング)を手伝っています。特別に難しい作業ではないのですが、思ったよりも時間を必要としますので、少しはスタッフの方たちの役に立っているかもしれません。

人を助けるということの意味は、自分が人を助けているように見えて、実は自分のほうが人から助けられていることに気づくことにある、と私は考えています。驕らず、時には自分の心を振り返り、今できることをやりたい、と願っています。



事務所内でのクリッピング作業

藤野哲夫(ボランティア)

設立10周年を迎えました！

2009年7月、JARは団体設立10周年を迎えました。

1999年の設立から10年の間に、難民申請者数が大幅に増えただけでなく、数多くの事件や初の法改正もあり、JARと日本にいる難民をとりまく状況は大きく変化してきました。そのなか、10年前は1人しかいなかったJAR常勤スタッフは、10数名に増え、狭く暗いビルの一室からスタートした事務所は、今では難民のための個別相談室を複数備えた事務所になりました。また、日本の難民問題への認知度は以前より高まり、多くの方からJARの活動へのご理解とご支援をいただけるようになりました。まだJARが取り組むべき課題は多くありますが、今後も難民にとってより良い社会と制度のため、一層努力を重ねていきます。

企業・団体からの主なご協力(50音順)

■事業実施契約締結団体

- ・ UNHCR(国連難民高等弁務官)駐日事務所

■助成金・委託等

- ・ オーストラリア大使館
- ・ 外務省
- ・ NPO法人国際協力NGOセンター(外務省主催 2008年度NGO長期スタディ・プログラム)
- ・ 国際交流基金日米センター
- ・ トヨタ財団
- ・ 日本福音ルーテル社団
- ・ パルシステム東京
- ・ ファイザー株式会社
- ・ 三菱財団
- ・ 立正佼成会一食平和基金

■寄付・支援金等

- ・ 犬養道子基金
- ・ NPO法人ウエルネットぎふ
- ・ NPO法人エキスパートチャリティアソシエーション
- ・ NTTコミュニケーションズ株式会社
- ・ KDDI株式会社
- ・ 宗教法人孝道山本仏殿
- ・ 災害即応パートナーズ
- ・ 真如苑
- ・ 東京農業大学農友会海外移住研究部
- ・ 難民支援基金
- ・ 日本労働組合総連合会(連合)
- ・ パークレイズキャピタル
- ・ マッコリーグループファウンデーション
- ・ ラッセル・インベストメント株式会社

■プロボノ*

- ・ 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所
- ・ クリフォード チャンス法律事務所

- ・ 株式会社サーチアンドサーチ・ファロン
- ・ シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社
- ・ 有限会社チャンネル・アカデミー
- ・ ポール・ワイズ・リフキンド・ワートン・ギャリソン外国法事務弁護士事務所
- ・ モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 伊藤 見富法律事務所(外国法共同事業事務所)

■物品協力等

- ・ 花王株式会社
- ・ 情報センター出版局
- ・ セカンドハーベスト・ジャパン
- ・ 東海大学チャレンジセンター推進室
- ・ 日本航空
- ・ パナソニック株式会社

■その他のご支援

- ・ かながわ湘南ロータリークラブ
- ・ 財団法人かながわ国際交流財団
- ・ 株式会社KIZUNA
- ・ グリーンフラスコ株式会社
- ・ 財団法人国際教育振興会 日米会話学院日本語研修所
- ・ 国際基督教大学
- ・ 書泉グランデ
- ・ 升本酒店

■参加しているネットワーク

- ・ NPOバンク連絡会議
- ・ NPO法人国際協力NGOセンター(JANIC)
- ・ NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
- ・ 一般社団法人CIVIC FORCE
- ・ J-FUN(Japan Forum for UNHCR and NGOs)
- ・ NPO法人ジャパン・プラットフォーム
- ・ NPO法人なんみんフォーラム(FRJ)

* プロボノとは…ラテン語で「公共のために」という意味。専門家等によって提供される無報酬の公益サービスのこと。

* 難民支援緊急キャンペーンへのご支援は含まれていません。

組織概要・役員一覧

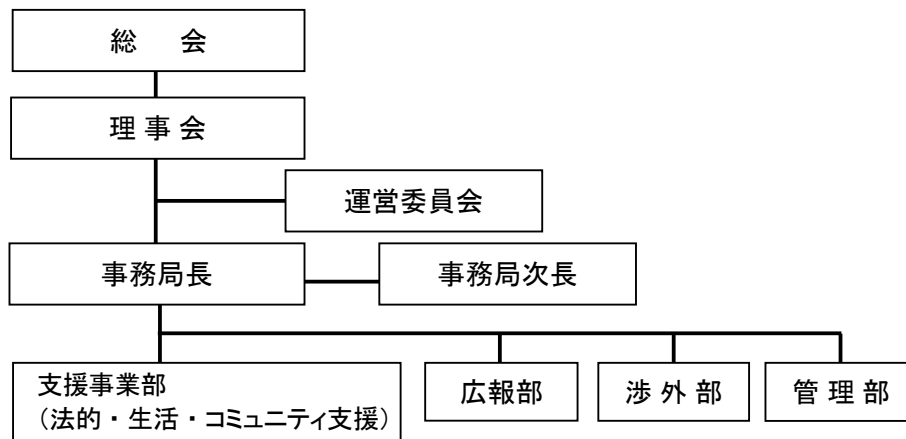
組織概要

正式名称: 特定非営利活動法人 難民支援協会
 英語名: Japan Association for Refugees
 代表理事: 中村義幸
 設立: 1999年7月17日
 法人格取得: 1999年11月16日
 認定NPO法人取得: 2008年5月1日
 事務局有給職員数: 18名(非専従職員を含む)

受賞暦

2005年10月 優秀志民活動賞 (社団法人 東京青年会議所)
 2006年1月 第20回東京弁護士会人権賞 (東京弁護士会)
 2007年9月 第1回共生・地域文化大賞 優秀賞 (浄土宗)
 2009年8月 第21回毎日国際交流賞 (毎日新聞社)

組織図

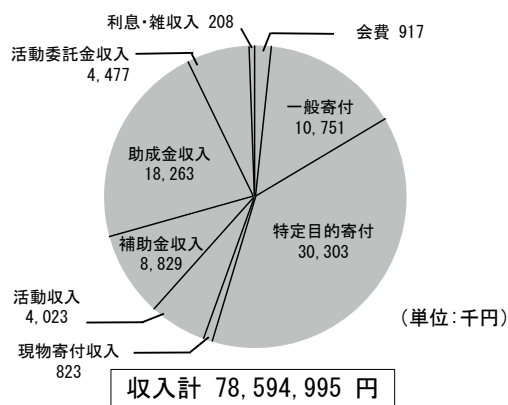


2008年度役員一覧

代表理事	中村 義幸	明治大学理事
副代表理事	吉山 昌	会社員
理事	石井 宏明	難民支援協会事務局次長
同	石川 えり	難民支援協会事務局長
同	佐々木 英昭	難民支援協会事務局員
同	関 聡介	弁護士
同	滝本 哲也	団体職員
同	筒井 志保	難民支援協会事務局員
同	道家 木綿子	臨床心理士
同	永峰 好美	会社役員
同	新島 彩子	会社員
同	野村 留美子	団体職員
同	濱田 元子	新聞記者
同	藤本 俊明	大学教員(国際人権法、人権政策学)
監事	小田 博志	大学教員(文化人類学)
同	難波 満	弁護士
上級顧問	本間 浩	法政大学名誉教授、駿河台大学名誉教授
顧問	市川 正司	弁護士
	鈴木 雅子	弁護士
	森 恭子	社会福祉士
	森谷 康文	精神保健福祉士

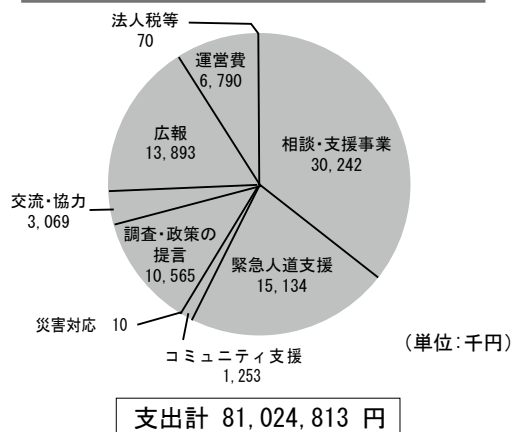
(2009年9月30日現在)

2008年度 収入の部



科目	金額(円)	%
会費	917,000	1.2%
一般寄付	10,751,209	13.7%
特定目的寄付	30,303,476	38.6%
現物寄付収入	823,220	1.0%
活動収入	4,023,020	5.1%
補助金収入	8,829,593	11.2%
助成金収入	18,263,409	23.2%
活動委託金収入	4,477,860	5.7%
利息・雑収入	208,208	0.3%
合計	78,594,995	100.0%

2008年度 支出の部



科目	金額(円)	%
相談・支援事業	30,242,165	37.3%
緊急人道支援	15,134,109	18.7%
コミュニティ支援	1,253,010	1.5%
災害対応	9,736	0.0%
調査・政策の提言	10,564,513	13.0%
交流・協力	3,068,772	3.8%
広報	13,892,563	17.1%
運営費	6,789,945	8.4%
法人税等	70,000	0.1%
合計	81,024,813	100.0%

難民支援協会への支援制度

JARは、多くの市民と共に活動を行い、また、新たな活動を創造したいと考えています。それは、市民一人ひとりが公益を担う「市民社会」の可能性を実現することでもあり、NPO/NGOの存在意義でもあります。

■ 会員: 252人 (2009年6月30日現在)

JARの組織面、活動面の全般を支え、JAR運営の議決権を持つ方々です。

■ 難民スペシャルサポーター、寄付者:

約1,200人

難民スペシャルサポーターは、緊急の支援を必要としている難民への継続的な直接支援金(住宅費、医療費等)のほか、難民からの様々な相談に応じるJARの活動を資金的に支えます。

■ インターン・ボランティア: 約100人

日本にいる難民に関心と理解を持ち、「できることから始めたい」と、様々な活動で協力してくださっています。

難民スペシャルサポーターになってください

● 難民スペシャルサポーター

皆さまからの1日50円、100円のご支援によって、難民たちは、食事、住居、医療、申請手続きなどたくさんの不安や苦しみから一息つき、明日の夢に向かって進むことができます。

(1,500円/月、3,000円/月、
1,500円以上のご指定金額/月の3コース)

難民スペシャルサポーターの皆さまには、難民の人たちの現状を伝えるニュースレターなどをお送りします。
月額3,000円以上の難民スペシャルサポーターは、難民との交流イベントにご招待します。

* 難民支援協会は認定NPO法人として認定されており、ご寄付は税控除の対象になります。



www.refugee.or.jp

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-7-10 第三鹿倉ビル6階
Daisan Shikakura Building 6F, 1-7-10 Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo 160-0004

Tel: 03-5379-6001 Fax: 03-5379-6002
0120-477-472 (Tel for refugees / asylum seekers)